高知県高等学校就職対策連絡協議会設置要綱

（設置）第１条　県立の高等学校の生徒の就職対策について各関係機関との連絡調整を図り，一体となって就職対策を推進するため，高知県高等学校就職対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（任務）第２条　協議会は，次に掲げる業務の実施及び推進にあたるものとする。

（１）　各関係機関との連絡調整に関すること。

（２）　求人及び求職情報の収集に関すること。

（３）　職業指導の援助に関すること。

（４）　前各号に掲げるもののほか，就職対策の推進に関すること。

（組織）第３条　協議会は，委員１５人以内で組織する。

２　委員は，次に掲げる者の中から教育長が委嘱又は任命する。

（１）　職業安定機関等の職員

（２）　高等学校長

（３）　教育委員会の職員

（任期）第４条　委員の任期は１年とする。ただし，再選は妨げない。

（会長及び副会長）第５条　協議会に，会長及び副会長を置き，委員の互選により選出する。

２　会長は，協議会を代表し，会務を総理する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

（会議）第６条　会議は，教育長の要請に基づき会長が招集する。

２　会議の議長は，会長があたる。

３　会議は，委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

（庶務）第７条　協議会の会務は，高等学校課において処理する。

（雑則）第８条　この要綱に定めるもののほか，協議会の運営について必要な事項は，会長が定める。

附　則

１　この設置要綱は，昭和４９年４月１日から施行する。

２　高知県高等学校就職対策連絡協議会設置要綱（昭和４５年１２月１日制定）は，廃止する。

３　この設置要綱は，平成１２年４月１日から施行する。

４　この設置要綱は，平成１５年４月１日から施行する。

５　この設置要綱は，平成１７年４月１日から施行する。